

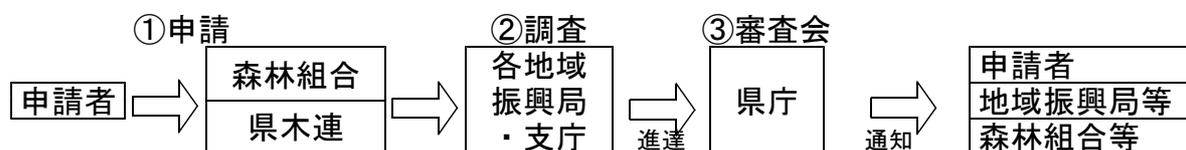
# 林業・木材産業改善資金の借入を希望される方へ

( 手 続 き と 注 意 事 項 )

林業・木材産業改善資金は国と県が、林業者や木材関係事業者の経営改善、林業労働災害の防止、林業従事者の確保を目的とする取組に対し、無利子で資金を貸し付ける制度です。様々な用途に利用できますが、制度上の制限や注意事項もありますので、ご確認の上、この資金を経営改善等にお役立てください。

## 1 申請から貸付まで

- (1) 提出書類を揃えて、**森林組合又は県木材協同組合連合会**（以下「森林組合等」）に提出してください。
- (2) 地域振興局又は支庁（以下「地域振興局等」）の調査の際に、申請内容や申請者及び保証人の状況について、お聞きします。また、審査のため必要な場合は、別の書類を求められることもあります。
- (3) 県の審査会で貸付決定になったら、貸付決定通知書とともに、借用証書、担保が必要な場合は、担保関係の契約書等が送られてきます。



- (4) 借用証書等の書類を提出してから約2週間後に、森林組合等を経由して、申請者の希望する口座（改善資金用口座を開設）に資金が振り込まれます。

## 2 改善資金が使えないもの

- (1) 土地及び建物の取得費用（きのこの栽培舎、林業者の休憩所を除く）
  - (2) 国の補助金が使われている事業（県単事業の補助残は貸付可能）
  - (3) 通常の運転資金（新しい取組により、一時的に必要となる場合は、認められることもあります。）
  - (4) 既に購入した機械等の資金
- ※その他、事業の内容が改善資金の趣旨と異なっていると県が判断するもの

## 3 貸付条件

- 利 率 : 無利子
- 償還期間 : 10年以内（うち据置期間3年以内※特例あり）
- 貸付限度額 : 限度額は、総事業費の90%以内とし、下記の金額を上限とする  
個人1,500万円 会社3,000万円 会社以外の団体5,000万円  
※ただし、木材産業に係る者は1億円

## 4 連帯保証人及び担保等

- 連帯保証人** : 2人以上（会社・団体の場合、代表者を含め3人以上）  
（申請者と同一生計の親族、当該会社等に勤務している者を除く）  
※貸付額に対し十分な保証能力があると見込まれる方  
※審査にて貸付決定後、保証意思宣明公正証書を作成し、写しを提出していただく必要があります。
- 連帯債務者** : 申請者が66歳以上の場合、家族又は林業後継者に連帯債務者になっていただく必要があります。
- 担 保 等** : 貸付金額が貸付残を含め500万円以上の場合は、不動産担保及び公正証書による契約も必要です。

## 5 事業の着工と完了

資金が交付された際は、計画どおり事業を進め、計画に変更が生じたときは、地域振興局等に連絡してください。

資金交付前の着工（機械の導入，工事の開始）はできないので，資金交付前に事業を始める必要があるときには，県の貸付決定後，地域振興局等にて事前着工承認申請の手続きをし，承認を得てから着工してください。ただし，貸付決定前の契約行為（手付金等の支払を含む。ただし，自己資金分内）は認められます。

※ 機械の場合，納品が着工であり，代金の支払日が事業完了となります。

## 6 事業完了後

- (1) 事業及び支払完了後，30日以内に地域振興局等に事業実施報告書を提出してください。
- (2) 実施報告書提出後，確認のため地域振興局等から確認に伺います。  
その後も，適正に機械等が使用されているか，調査することがありますので，調査に御協力ください。
- (3) 資金により導入した機械・施設等の貸出・売却・処分を行った場合又は虚偽の申請・報告等を行った場合等は，期限前一括償還となりますのでご注意ください。
- (4) 償還は毎年1回で，納入通知書が送付されますので，森林組合等に償還してください。

## 7 その他

利率は無利子ですが，償還期日を過ぎると，年12.25%の違約金がつきますので，ご注意ください。

借受者，連帯保証人，担保に何らかの変化があった場合は，県に連絡してください。

## 8 提出書類

個人	法人	書類等	備考
○	○	林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（第1号様式）	規則に定められた様式
○	○	林業・木材産業改善資金貸付申請書（第3号様式）	（事業計画内容が様式内に記載できない場合は別紙を添付する） 規則に定められた様式
—	○	法人の登記簿謄本	
—	○	過去3か年の財務諸表	
○	—	所得証明書（申請者，連帯債務者）	市町村発行の証明書
○	○	所得証明書（連帯保証人）	
△	△	資産証明書（申請者，連帯債務者）	市町村発行の証明書
△	△	資産証明書（連帯保証人）	（貸付額100万円以上の場合必要）
○	○	県税未納なし証明書（申請者）	地域振興局等発行の証明書
○	○	機械のパンフレット，カタログ等	既製品の購入・設置の場合（導入機械の能力等が確認できるもの）
○	○	見積書のコピー（なるべく3社以上） ※改善措置の内容により見積書の徴収ができない場合は，事業費の積算内訳書	事業費が適正かどうかの確認のため （見積が1社の場合理由を説明）
○	○	事業計画・収支計画・償還計画書（任意様式）	導入後の経営改善の見込み及び償還能力の確認（地域振興局等に，直接提出でも可）
△	△	担保物件の登記簿謄本（写） 所在地の地図など	担保の確認，評価のため （貸付合計額500万円以上の場合必要）
△	△	耐用年数証明（中古品の場合）	メーカー（製造元）による証明 （製造年月，今後の耐用年数） ※耐用年数の範囲内で償還計画を立てることが必要

※○は通常の申請に必要なもの，△は申請内容により必要とされるもの。